

## 豊橋市監査公表第24号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年3月31日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

### 定例監査等の結果について

#### 第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

上下水道局

営業課、水道管路課、下水道施設課（工事監査技術調査）、下水道整備課

## 第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	上下水道局及び 監査委員事務局執務室	令和7年1月6日～令和7年2月25日
監査委員による 監査	監査委員室	令和7年2月26日
外部技術士及び 監査委員事務局 による予備監査	監査委員事務局執務室	令和6年11月29日～令和7年2月5日
外部技術士及び 監査委員による 監査	豊橋市東小池町地内及び 監査委員室	令和7年2月5日

## 第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

なお、工事については、外部技術士による工事監査技術調査も併せて実施した。

## 第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、4件の指摘事項及び4件の意見が見受けられた。

## 指摘事項

### 1 委託業務について

スマートメーター通信端末結線委託業務において、単価契約時の予定数量により支出負担行為を決裁しているが、追加発注により支出負担行為金額を超過したにもかかわらず、変更支出負担行為を決裁していなかった。また、発注書により発注を行う決裁において、課長専決とすべきところ課長補佐専決としていた。予算決算会計規則及び上下水道局処務規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

### 2 予定価格書の作成について

給水車2tポンプ修繕において、10万円を超える契約であるにもかかわらず予定価格書を作成していなかった。予定価格書の作成は適正な価格で契約を締結するために必要な手続であるので、上下水道局契約規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

### 3 検査事務について

下水道工事設計積算システム機器等賃貸借（その3）において、検査合格として支払手続をした後に仕様書に定めるデータ消去及び機器撤去を行っていた。完了検査については全ての業務が完了した後に行うべきであるので、適正な検査事務をされたい。

### 4 契約事務について

軽貨物車の購入において、契約執行伺書の決裁日前に契約した事例が見受けられた。令和3年度定例監査の営業課への指摘を受けて、起案者が決裁後の書類確認を確実に行うよう職員に周知徹底を図ったと措置通知が提出されたものの措置内容が共有されておらず、決裁に関する再度の不備が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。

## 意見

### 1 入札事務について

工事の入札において、公告後取止め・中止が10件あり、その内訳は公告の記載内容の間違いが8件、積算ミスによるものが2件となっている。入札の取止め・中止は入札参加者からの信頼が失われるおそれがあるため、関係部署との連携を図りチェック体制を強化するなど、適切な入札の事務処理に努められたい。

### 2 特記仕様書について

老朽管更生工事（その2）において、特記仕様書に「局地的な大雨に対する増水に備えるための安全管理計画を施工計画書に明記する。」とあるにもかかわらず、施工計画書を見ると安全管理計画として具体的に明記されていなかった。工事の安全の確保に万全

を期すため、十分に請負者と事前の協議・検討を行い、安全管理計画を施工計画書に明記させるよう、適切な指導に努められたい。

### 3 事務処理について

地理情報システム構築業務及び土木積算システム賃貸借において、支出負担行為決裁書に決裁日が未記入であった事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。

### 4 補助金交付事務について

宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金の交付決定に係る決裁において、当該補助金交付要綱にポンプ設置経過年数が7年以上の場合、更新費用の全額を交付することになっているが、担当者は経過年数を確認しているものの資料を添付していなかった。また、補助金確定に係る決裁においても、更新工事のしゅん工図面には商品コードが、請求書には型番が記載されており同一製品であることが分からず、工事施工写真でも確認できなかった。

決裁には根拠を示す書類を添付し、確認を徹底するよう適切な事務処理に努められたい。